

議案第 46 号

八重山広域市町村圏事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、八重山広域市町村圏事務組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

本案は、八重山広域市町村圏事務組合の共同処理する事務のうち、介護認定審査会事業について、各市町村で令和 10 年度から本格運用が予定されている「介護情報基盤」開始に伴い、同組合での事業継続が困難になることから、規約を変更することについて 3 市町で協議が必要なため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別 紙

八重山広域市町村圏事務組合同規約の一部を変更する規約

八重山広域市町村圏事務組合同規約（平成 3 年沖縄県指令総第 665 号許可）の一部を次のよう
に変更する。

第 3 条中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とする。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

八重山広域市町村圏事務組合理約（平成 3 年沖縄県指令総第 665 号許可）の新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（共同処理する事務）</p> <p>第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p><u>（12） 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。</u></p> <p><u>（13） 中波ラジオ中継局放送施設の設置及び管理に関すること。</u></p>	<p>（共同処理する事務）</p> <p>第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>（1）～（11）（略）</p> <p><u>（12） 中波ラジオ中継局放送施設の設置及び管理に関すること。</u></p>